平成２９年（フ）第１６４７号
東京都国立市北３丁目１－１　10―701
破産者　水野　信吾
1　決定年月日　平成29年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１６５７号
東京都台東区東上野６丁目３番９号
破産者　株式会社シンドウ光学
1　決定年月日　平成29年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１６５８号
東京都台東区根岸５丁目20―５―302
破産者　村田　更二
1　決定年月日　平成29年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１６６０号
東京都豊島区南大塚２丁目45番８号
破産者　株式会社ＣＲＩデザインオフィス
1　決定年月日　平成29年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１６７０号
東京都大田区西糀谷３丁目12番14号
破産者　有限会社羽高運送
1　決定年月日　平成29年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１６７１号
東京都大田区大森東５丁目12―７―101
破産者　高倉　文夫
1　決定年月日　平成29年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１６７２号
東京都大田区大森東５丁目12―７―101
破産者　高倉　晶子
1　決定年月日　平成29年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１６７３号
東京都大田区大森東５丁目12番７号
破産者　株式会社高倉運送
1　決定年月日　平成29年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１６７４号
東京都大田区大森東５丁目12―７―301
破産者　高倉　直久
1　決定年月日　平成29年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１６７７号
東京都新宿区弁天町１番地10　サンイング早稲田３Ｆ
破産者　株式会社ゴールドウィング
1　決定年月日　平成29年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２４９２号
東京都練馬区中村南３丁目23―15―105
破産者　柿原　　樹
1　決定年月日　平成29年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２５１１号
東京都中野区上高田５丁目32―12―103
破産者　佐々木智紀
1　決定年月日　平成29年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２５４９号
東京都目黒区中根１丁目８―23―107
破産者　藤野　　真
1　決定年月日　平成29年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６５４９号
東京都港区芝４丁目10番１号
破産者　株式会社東京バスケットボール・プロモーション
1　決定年月日　平成29年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７３３６号
東京都新宿区高田馬場１丁目31番16号　守山ビル６階、商業登記簿上の本店所在地東京都新宿区高田馬場１丁目31番16号
破産者　株式会社連合通信社
1　決定年月日　平成29年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７３３７号
東京都板橋区小茂根４丁目17―14
破産者　鈴木　佳男
1　決定年月日　平成29年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５５２号
東京都江戸川区北小岩３丁目13番10号
破産者　株式会社ＷＩＺＡＲＤ
1　決定年月日　平成29年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８６６号
東京都足立区東和５丁目14―15
破産者　堀川　　研
1　決定年月日　平成29年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３９６号
横浜市泉区上飯田町2541番地
破産者　有限会社井上プラスワン
1　決定年月日　平成29年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５６２号
神奈川県平塚市めぐみが丘１丁目17番22号
破産者　Ｙ．ＳＴＡＦＦ株式会社
1　決定年月日　平成29年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第８７号
長野県下伊那郡高森町上市田559番地２、登記記録上の本店所在地長野県下伊那郡高森町吉田1072番地１
破産者　有限会社つかさ観光
1　決定年月日　平成29年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２９年（フ）第８号
滋賀県近江八幡市鷹飼町1553番地（103号）
破産者　有限会社ピュア
1　決定年月日　平成29年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所彦根支部